環水大管発第 2610301 号
令和８年 10 月 30 日

一般社団法人日本医療法人協会
会長　伊藤　伸一　殿

環境省水・大気環境局長
（　公　印　省　略　）

酸化エチレンに係る事業者の自主的取組について（通知）

環境省は、「事業者による酸化エチレンの自主管理促進のための指針」（以下「指針」という。）を策定し、貴機関宛てに通知（令和４年 10 月 18 日付け環水大大発第 2210181 号）を発出している。その後、貴機関が指針を踏まえて自主管理計画を作成し、事業者が自主管理計画を踏まえて排出抑制対策等の自主管理を実施してきた結果、酸化エチレンの排出量の削減は進んでいる。一方で、有害大気汚染物質モニタリング調査結果においては、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律のリスク評価（一次）評価Ⅱにおいて導出されている有害性評価値（9.20×10^{-5} mg/m^3）より高い濃度を示す地点が依然として確認されており、更なる排出抑制が必要である。

今後の酸化エチレン排出抑制については、中央環境審議会大気・騒音振動部会有害大気汚染物質排出抑制対策等専門委員会等において、令和７年度末までの取組状況等を踏まえて、検討を進めていくことにしている。指針では、令和７年度末を目途とする客観的排出管理目標等を定めた自主管理の実施を求めていたが、貴機関においては、当面の間、過年度に作成した自主管理計画の取組状況を踏まえ、目標及び同目標達成のための排出抑制対策等の継続又は強化を含めて、引き続き、貴機関加盟各社における酸化エチレンの自主管理の促進を図られたい。

なお、同旨の通知を地方公共団体宛てに発出している旨、申し添える。

担当者等連絡先
部署名:環境省水・大気環境局環境管理課
環境汚染対策室
担当者名: 矢野、荻原、鈴木
TEL:03-5521-8295
E-mail:taiki-monitoring@env.go.jp